

(仮称) 東大阪市環境センター整備事業に係る客観的な評価の結果について

東大阪市（以下「本市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により、(仮称) 東大阪市環境センター整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定したので、同法第11条第1項の規定により、客観的な評価の結果を公表する。

令和8年4月28日

東大阪市長 野田 義和

1 落札者決定までの経緯

本事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により落札者を決定する入札）により行った。令和7年10月8日付けで入札公告を行ったところ、2グループから入札提出書類（提案書）の提出があった。

本市では、学識経験者等で組織する（仮称）東大阪市環境センター整備事業PFI事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が落札者決定基準に基づいて審査した結果を踏まえ、大和リースグループを落札者として決定した。

2 落札者

本事業の落札者は、次のとおりである。

大和リースグループ

代表企業 大和リース株式会社 大阪本店

構成企業 株式会社東急コミュニティー 東海・西日本支社 西日本事業部

協力企業 株式会社INA新建築研究所 西日本支社

長瀬建設株式会社

3 落札金額

4,859,575,297円（消費税及び地方消費税を除く。）

4 財政負担額の比較

本事業について、本市が自ら実施する場合の本市の財政負担見込額と、落札者の提案に基づくPFI事業として実施する場合の本市の財政負担見込額を、事業期間全体を通じて算出し、現在価値換算額で比較した。この結果、本事業を本市が自ら実施する場合に比べ、PFI事業として実施する場合は、事業期間中の財政負担額が7.09%程度軽減されるものと見込まれる。

| 本市が自ら実施する場合 | PFI事業として実施する場合 | 財政負担軽減見込額 |
|-------------|----------------|-----------|
| 5,449,613千円 | 5,063,128千円 | 386,485千円 |